

徳島県告示第四百八十八号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項の規定により、指定居宅サービス事業の廃止について、次のとおり届出があった。

令和元年十一月十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定居宅サービス事業者		指定居宅サービス事業を行う事業所		サービスの種類	廃止の届出の受理日	廃止年月日
名称	所在地	名称	所在地			
株式会社J&Kエ ンタープライズ	徳島市中央通四丁目一三 二	徳島そらいる訪問介 護事業所	徳島市蔵本町二丁目一ーダ イバースティビル四階四〇 四号	訪問介護	令和元年九月 二十日	令和元年九月 三十日
新野タクシー有 限会社	阿南市新野町花坂四八番地	菜の花介護サービス	阿南市新野町花坂四八番地	同	同 八月 三十日	同 十月 一日
徳島健康生活協 同組合	徳島市下助任町四丁目九番 地	とくしま健生デイサ ービスセンター	徳島市吉野本町六丁目三〇 四	通所介護	同 二十三日	同 九月 三十日
株式会社徳島共和 薬品	同 丈六町西高木六四	トマト調剤薬局宝田 店	阿南市宝田町川原六 四	居宅療養管理 指導	同 十月 七日	同